

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

記

時津町都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 5 月 9 日提出

時津町長 山 上 広 信

「提案理由」

地方税法の一部改正に伴い、本町条例を改正する必要がある、議会を招集する暇がなかったため専決処分したので、議会の承認を得るため、この議案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

時津町長 山 上 広 信

時津町都市計画税条例の一部を改正する条例

時津町都市計画税条例（昭和 46 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 17 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の時津町都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

「理由」

地方税法の一部改正に伴い、本町条例を改正する必要がある専決処分する。